

## 栃木県障害者スポーツボランティア人材バンク設置要綱

### (趣旨)

第1条 栃木県内の障害者スポーツ活動の普及、発展を図るため、障害者スポーツボランティアの登録を行い、障害者スポーツを行う個人・団体・グループの活動に応じて適切な人材を紹介できるシステムを確立するために、特定非営利活動法人栃木県障害者スポーツ協会（以下「スポ協」という。）に栃木県障害者スポーツボランティア人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

### (業務)

第2条 人材バンクの業務は次のとおりとする

- (1) ボランティアの登録及び紹介に関すること
- (2) ボランティアに関する情報提供に関すること
- (3) 関係団体等との連絡調整に関すること
- (4) その他人材バンクの目的達成に必要と認められること

### (登録の対象)

第3条 人材バンクに登録するボランティア（以下「登録ボランティア」という。）は、栃木県内に居住又は通勤若しくは通学している18歳以上の者で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 障害者が地域でのスポーツ活動を行うことをサポートする者。
- (2) 公益財団法人日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者」という。）、その他スポーツ・レクリエーションの資格を有する者。
- (3) その他スポ協が特に適任と認めた者。

### (登録)

第4条 人材バンクへの登録は、本人の申請によるものとする。

- 2 前項の申請は、人材バンク登録申請書（様式第1号）をスポ協に提出して行うものとする。
- 3 登録、更新は無料とする。なお、更新を希望する登録ボランティアは有効期間の最終年度の1月1日～3月31日の期間に申請書（様式1）を提出する。
- 4 スポ協は、ボランティアとしての登録を認めたときは、人材バンク登録者台帳（様式第2号）に登録するとともに、その者に人材バンク登録証（様式第3号）を交付する。

### (登録の期間)

第5条 登録の有効期間は、原則として4月1日（年度の途中で登録したときはその日）から翌々年度の3月31日までの3年間とする。

### (登録ボランティアの種類)

第6条 登録ボランティアは、新規登録時から活動経歴等を踏まえ、段階的に「サポーター」、「スポーツボランティア」、「スポーツボランティア・リーダー」と分かれ、それぞれの経験の度合いや得意分野に応じた様々な役割を担う。

- (1) サポーター

障害者が地域でのスポーツ活動を行うことをサポートする者

(2)スポーツボランティア

(公財) 日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導者、その他スポーツ・レクリエーションの資格を有する者で、障害者が地域でのスポーツ活動を行うことをサポートする者

(3)スポーツボランティア・リーダー

障害者スポーツの普及・発展に意欲的であり、各種事業において他のボランティアをまとめ、適切な指示を出すなどリーダーシップを発揮して円滑な事業運営を図ることができる者。〔(公財) 日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導者、その他スポーツ・レクリエーションの資格を有し2年以上の活動経験がある者で、スポ協が指定したステップアップ研修会を受講した者。〕

(登録ボランティアの任務)

第7条 登録ボランティアの任務は、次のとおりとする。

- (1)依頼者からの依頼に応じて、サポート活動に当たる。
- (2)登録ボランティアは、登録期間中にスポ協が指定したフォローアップ研修会を受講し、資質向上に努めなければならない。

(登録の更新及び登録事項の変更)

第8条 登録の更新・変更等は、次のとおりとする。

- (1)登録の更新は3年ごとに行う。
- (2)登録ボランティアは、登録事項に変更が生じたときは、登録変更届(様式第4号)を提出する。

(登録の取消し)

第9条 スポ協は、登録ボランティアが次のいずれか一つに該当した場合は、登録を取り消すものとする。

- (1)登録有効期間を越え、かつ更新手続きを行わなかったとき。
- (2)登録ボランティアとしての活動を継続できない事情が生じたとき。
- (3)登録ボランティアとして不相当と認められる行為があった場合。

2 スポ協は前項の規定により登録を取り消した場合は、遅滞なくその旨を登録ボランティアに通知するものとする。

3 登録が取り消しとなった者は、速やかに登録証をスポ協に返却しなければならない。

(紹介)

第10条 登録ボランティアの紹介を受けるための条件は、次のとおりとする。

- (1)登録ボランティアの紹介を依頼できる者(以下「依頼者」という。)は栃木県内を主な活動エリアとして障害者スポーツ活動を行う個人・団体・グループとする。
- (2)紹介を受ける依頼者は、参加者及び登録ボランティアのスポーツ傷害保険等への加入により、事故等に責任をもって処理できるものとする。
- (3)スポーツ・レクリエーション団体等の目的から外れる事業には紹介を行わないものとする。

(活用の手順)

第 11 条 登録ボランティアの活用は、原則として次の手順によるものとする。

- (1)依頼者は、人材バンク登録リストから紹介して欲しい登録ボランティアを見つけ、紹介申込書（様式第 5 号）を、サポートを受けたい日の 3 週間前までにスポ協に提出する。
- (2)スポ協は、サポート依頼内容を説明の上、登録ボランティア本人の同意を得て依頼者に紹介する。
- (3)依頼者と登録ボランティアは、事前に条件やサポート内容等細部について十分打合せを行う。
- (4)該当する登録ボランティアがない場合は、スポ協は速やかにその旨を依頼者に連絡するものとする。
- (5)紹介決定後、緊急又は不測の事態により登録者が活動不可能となったときは、スポ協はその責任を負わない。

(活動実績の報告)

第 12 条 サポート活動に従事した登録ボランティアは、活動終了後速やかにボランティア活動報告書（様式第 6 号）により結果をスポ協に報告するものとする。

(依頼者の責務)

第 13 条 依頼により発生する経費（交通費、傷害保険等）は依頼者が負担するものとする。

2 サポート活動中に万一事故が生じたときは、依頼者は、登録ボランティアと誠意をもって解決に当たらなければならない。

(守秘義務)

第 14 条 サポート活動を行った登録ボランティアは、その活動に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。これは登録取消し後も同様とする。

(保険の加入)

第 15 条 活動に際して登録ボランティアはボランティア活動対応の保険に加入することとする。

(庶務)

第 16 条 人材バンクに係る庶務は、スポ協において処理する。

<付則>

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。